

見守り情報キットの つかいかた

もしものとき、
大切な情報を伝える手段



見守り情報キットとは

ひとり暮らし等の高齢者や障がい者の安全と安心の確保を図るため「かかりつけ医療機関」、「持病」、「緊急連絡先」等の情報を記入した用紙を専用容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管し、ステッカーを貼って表示しておくことで、万一の緊急支援時に活かすものです。

【避難行動要支援者名簿】の登録と連動しています

高齢や障害等により、緊急時や災害時に迅速な判断や行動が取れない可能性があり支援を必要とする方（要支援者）を対象とし、関係機関が連携した支援体制を整備することで、日常での安否確認や緊急時の支援がすばやく的確に行えるよう【避難行動要支援者名簿】を作成し活用しています。（対象者に同意確認をした上で、実態把握と登録を行うものです）

避難行動要支援者名簿の対象者

下野市内に住所を有しており、現にお住まいで、次のいずれかに該当する方

① 障がいのある方

身体障害者手帳所持者（1、2級）・療育手帳所持者（A、A1、A2）

精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）

② 要介護3以上の方（在宅）

③ 名簿記載を希望する方

例）65歳以上のひとり暮らし高齢者で自力避難が困難な方

見守り情報キット 配布物

① 専用の保管容器（黄色のフタの容器）

② ステッカー（冷蔵庫のドアに貼るもの）

③ 「高齢者（障がい者）実態把握及び緊急時支援連絡票」の写し

※避難行動要支援者の実態把握調査の際、記入していただいた用紙のコピーを①の容器の中に入れます

★以上の①、②、③の配布物は、名簿登録が済んだ後、民生委員がご自宅を訪問しお届けします（障がい者の方は市役所社会福祉課窓口でお渡しします）





見守り情報キット 利用にあたっての注意とお願い

- ・『かかりつけ医』や『緊急連絡先』など内容に変更があった場合は、ご自身で修正して書き換えてください。※内容を変更した場合は、下記「お問い合わせ先」（高齢福祉課・社会福祉課）にお伝えください。
- ・見守り情報キットは、救急搬送や災害時など緊急的な支援が必要と判断した場合に活用します。
- ・所定の位置にステッカーが貼られていない時や、冷蔵庫の扉にキットが保管されていない時は活用できない場合があります。
- ・冷蔵庫にステッカーが貼られている場合には、本人やご家族等の同意を得ることなく、救急隊等が冷蔵庫を開けて見守り情報キットを取り出すことがあります。
- ・救急搬送先の医療機関を決める場合、記載された病状等を参考にさせていただきます。また、その他伝言が記載されていても、それが必ずしも実行されるとは限りません。
- ・冷蔵庫を開けた際に、冷蔵庫の中の食料品等が飛び出す等で損害を与えた場合、責任を負いかねます。

・・・お問い合せ先・・・

下野市役所 〒329-0492 下野市笹原26番地

健康福祉部 高齢福祉課 高齢福祉グループ

☎ 32-8904 FAX 32-8602

健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ

☎ 32-8900 FAX 32-8601